

## 言語社会研究科大学院生韓国学研究奨励費（修士課程）取扱要項

1. この取扱要項は言語社会研究科が受け入れた韓国学中央研究院からの受託研究 **Korean Studies in Search of Possibilities for Historical Reconciliation : The Glocal Spectra of Experience, Memories, and Co-existence** の事業項目に含まれる、大学院生への研究支援についての事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。
2. 支給できる学生は、大学院言語社会研究科修士課程に在籍している学生で、在籍年次を問わず、以下の領域、テーマの研究を行っているものとする。
  - ア 韓国の文化、社会、歴史などに関する人文学研究
  - イ 韓国を中心として、人文学のアプローチで周辺諸地域と比較対照を行う研究
  - ウ 韓国を含む北東アジア地域を広くケースとする人文学研究
  - エ 韓国を含む北東アジア地域を念頭に置いた理論研究上記は審査に際しての優先順位でもある。
3. 奨励費は6ヶ月（2学期）を単位として、15万円とする。
4. 受給期間は最大通算1年間（4学期）までとし、連続受給を希望する場合も改めて申請を行うものとする。
5. 支給人員は2名とする。ただし、適格者が2名未満の場合には、適格者のみに支給を行うこととする。その際、支給額は3.に定める額として変更しない。また未使用分を次期以降に繰り越して、次期以降の支給額あるいは支給人員数を増やすことはしない。
6. 受給の申請は様式(1)により行う。一度受給したことのあるものが、再度申請する場合は様式(2)により行う。支給期間終了時には様式(3)による研究成果報告書を提出しなければならない。
7. 奨励費の支給は、一橋大学言語社会研究科韓国学研究センター運営委員会の選考を経て、その結果を本人に通知するものとする。
8. 奨励費受給期間における研究成果には「一橋大学言語社会研究科韓国学研究センター研究奨励費」による研究成果である旨を必ず記載すること。
9. 支給期間中の休学は認めない。やむを得ない事情で休学、退学する場合には、奨励費の返還を求めることがある。
10. 奨励費の運営に関する事務は、言語社会研究科韓国学研究センターが言語社会研究科事務室と協力して行う。ただし、奨励費の原資の管理は財務部財務課が行う。
11. この奨励費は原資がなくなったときに消滅する。

(様式1)

令和 年 月 日

一橋大学大学院言語社会研究科  
韓国学研究センター 御中

### 言語社会研究科大学院生韓国学研究奨励費（修士課程）申請書

このたび研究奨励費の支給を希望するので、下記により申請いたします。

フリガナ	学籍番号	入学年
氏名	LM	年
印		
本人住所 〒	—	
選考結果などの連絡先	※必ず連絡の取れる連絡先を記してください	
電話番号	携帯電話	
E-Mail		

現在の研究テーマ ※具体的な内容、方向性、どのようなテーマで修士論文を執筆する予定など。

--

研究テーマと韓国学研究との関連性、意義、研究の将来的な展望など

--

本奨励費を必要とする理由 ※奨励費の活用法などを簡潔に記してください。

--

修士課程修了後の計画および特に強調したい・説明を要することなどを記してください。

--

(様式2)

令和 年 月 日

一橋大学大学院言語社会研究科  
韓国学研究センター 御中

言語社会研究科大学院生韓国学研究奨励費（修士課程）申請書（2回目申請用）

このたび研究奨励費の支給を希望するので、下記により申請いたします。

フリガナ	学籍番号	入学年
氏名	LM	年
印		
本人住所 〒 —		
選考結果などの連絡先 ※必ず連絡の取れる連絡先を記してください		
電話番号	携帯電話	
E-Mail		

現在の研究テーマ

※具体的な内容、修士論文テーマなど。特に、一度目の奨励費により研究がどの程度進捗したかについては記してください。

--

研究テーマの韓国学研究との関連性、意義、研究の将来的な展望など

--

本奨励費を必要とする理由 ※特に、奨励費を改めて申請する理由を具体的に記してください。

--

修士課程修了後の計画および特に強調したい・説明を要することなどを記してください。

--

